

事務連絡
令和2年3月31日

各都道府県 廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室

「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」の策定について（お知らせ）

平素より廃棄物行政に多大なる御尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成30年12月に閣議決定された「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」において、災害廃棄物の処理に係る熊本市及び指定都市市長会からの提案に対して、環境省では、非常災害時の特例制度の適用状況及び廃棄物処理法第9条の3の3の特例規定に係る条例の制定状況等の調査を行ってきたところでございます。

本調査を踏まえてこの度、「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」を策定したのでお知らせいたします。本書を参考にし、非常災害時に当該特例措置を適用できるよう平時より条例を制定し、非常災害時の災害廃棄物の迅速な処理に備えていただきたいと思います。

都道府県におかれましては、本書をご確認のうえ、貴管内市区町村に対する周知をよろしくお取り計らい願います。

【別添資料】

- ・自治体アンケート調査（廃棄物処理法第9条の3の3の特例規定に係る自治体の条例の制定状況）概要
- ・廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

担当：福永、山内、徳永

TEL：03-5521-8358

E-mail：hairi-saigai@env.go.jp